

1 対象となる設備

(1) 太陽光発電設備

(2) 蓄電池（(1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります。）

主な条件

○増設・買替えではなく、新設であるものに限ります。

○中古品、リース品は対象となりません。

○蓄電池は15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下のものに限ります。

○度会町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱に規定する交付決定日以後に事業着手したものが対象となります。

・交付申請は事業着手前に行う必要があり、交付決定前に工事請負契約等が締結されたものについては対象外となります。

・一般的には契約日が事業着手日となります。

○事業完了後、実績報告書を提出してください。（実績報告については、後述の「5 実績報告について」を参照）

※一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

2 対象者

度会町内の自ら所有し居住する住宅、住宅敷地内の倉庫又はカーポート等の屋根に対象となる設備を設置する方。

※未使用の太陽光発電設備を設置した建売住宅を購入する方も対象となります。

※実績報告書を提出する時点において、自ら所有する住宅の所在地に住所を有する見込みの方。

主な条件

○エネルギー起源二酸化炭素の排出量の削減に効果のあるものが対象となります。

○補助金の交付は、住宅1戸及び1者につき1回を限度とします。

○固定買取価格制度による売電をする方（FIT・FIP制度の認定を受ける方）は対象となりません。

○自己託送をする方は対象となりません。

【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。

○国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。

○対象となる設備で発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。

○法令やガイドライン等を遵守する必要があります。

○度会町税等（町民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がある方は対象となりません。

○設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります。（売電した分の価値は設置者のものとできません。）

○対象設備の法定耐用年数（太陽光発電設備 17 年、蓄電池 6 年）が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。

3 補助金の額

（1）太陽光発電設備（補助の対象は 5 kW まで）

○ 7 万円/kW（発電出力 kW 表示の小数点以下は切り捨て）

（2）蓄電池（15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下ものに限る。補助の対象は 5 kWh まで）

○蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の 3 分の 1 の額（千円未満切り捨て）

※ 5 kW（h）以上の設備を設置した場合の補助金は 5 kWh に相当する額までが対象です。

4 申請について

度会町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください。

配布場所

- ・町ホームページからダウンロード
- ・度会町役場環境水道課

提出先

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1 度会町役場環境水道課

TEL 0596-62-2415 FAX 0596-62-1138

郵送又は持参 持参の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

申請受付期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）※不備・不足のあるものは受付しません。

※申請受付期間内に申請額が予算額（1,216,000 円）を超えた場合は、抽選を行います。（太陽光発電設備を優先して抽選対象とする場合があります。）抽選方法は、申請者が来庁のうえ、直接抽選（来庁が困難な場合は、代理抽選）を予定しています。日時等は、後日ご連絡します。

なお、申請受付期間終了後、予算に余裕がある場合は、再度募集する場合があります。詳細については、町ホームページでお知らせします。

添付資料について

○工事見積書

- ・施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください（事業提案を受ける、見積もりを取る等）。ただし、複数者の比較が困難な場合（例：早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難）は、この限りではありません
- ・見積書については「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください
- ・15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える蓄電池は補助の対象外となります。

○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面（1/100 程度）に設備を設置する場所を明示してください。
- ・住宅地図等（1/1500 程度）に住宅の位置を示してください。

- ・設置予定箇所の写真

○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ（コピー可）等、設備の仕様が分かる資料

○誓約書

- ・別添誓約書を確認のうえ提出してください。
- ・施工業者の方にも速やかに誓約書の作成を依頼してください。
（ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。）

○電力消費計画書

- ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をしてください。

○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。

5 実績報告について

度会町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください。

提出先

申請書と同様

提出期限

事業完了から30日以内又は令和8年2月6日（金）のいずれか早い方の日

添付資料について

○契約書の写し

- ・見積もりと異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に契約金額の内訳書を提出してください。

○領収書の写し

- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
- ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○対象設備の保証書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様が満たしていることを確認します。
- ・蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト（P7）も活用してください。

○電力会社との接続契約書、売（買）電契約書（特定契約書）等の写し

- ・以下の書類を提出してください。
①発電設備の連携に関するお知らせ：一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド(株)など）と発電設備が系統連系したことがわかる（系統連系需給開始日の記載のあるもの）書類

※接続検討結果書ではありません。

②売（買）電契約書（特定契約書）：小売電気事業者（中部電力ミライズ(株)など）と売電契約したことがわかる書類（売電しない方は不要）

○設備を設置したことが分かる写真（施工前、施工中、施工後）

○申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください。

（例）電力消費計画が変更となった

6 補助金の支払いについて

○事業完了後の精算払いとします。

○実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。

7 自家消費割合報告について

○度会町太陽光発電設備等設置費補助金に係る自家消費割合報告書を提出してください。

- ・報告の対象期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします。
- ・提出期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日とし、3年間毎年報告してください。

（例：令和8年1月（令和7年度1月）に事業が完了した場合、表1のとおり計3回の報告を行うこと。）

（表1）

報告対象期間	報告期限
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年7月31日
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日

提出方法

- ・提出方法は郵送、持参、FAXとします。

提出先

申請書と同様

提出期限

報告対象年度（3か年）の翌年度の7月31日まで【必着】

添付資料について

○発電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類

- ・モニターから出力したデータ等を取りまとめて報告してください。

8 財産処分について

○法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に度会町へ相談してください。（一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。）

9 その他

- 申請後に事業の中止、又は内容変更を行う場合は、判明次第度会町環境水道課にご連絡ください。
- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は、法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- 提出された書類は返却しません。
- 提出された交付申請書等は、度会町情報公開条例（平成 12 年度会町条例第 31 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国、県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります。）

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

☐ システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

☐ 初期実効容量

☐ 定格出力

☐ 出力可能時間の例示

☐ 保有期間

※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

☐ 廃棄方法

※使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

☐ アフターサービス

※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

3 蓄電池部安全基準

☐ 「JIS C8715-2」の規格を満たすものであることが分かる書類

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

☐ 「JIS C4412」の規格を満たすものであることが分かる書類

ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」若しくは「JIS C4412-2」の規格も可とする。

（注）「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

☐ 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ）

6 保証期間

☐ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類